

# 熊本県土地家屋調査士会 補助者規則

## (目 的)

第 1 条 この規則は、熊本県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）会則第101条に規定する補助者の届出に関する事項を定め、もって補助者の資質の向上と土地家屋調査士業務の適正・円滑な遂行に寄与することを目的とする。

## (補助者の定義)

第 2 条 補助者とは、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）が土地家屋調査士法（以下「法」という。）第3条に定める業務の補助をさせるために使用する者をいう。

## (使用の制限)

第 3 条 会員は、調査士制度の目的に反すると思われる者を、補助者として使用することができない。

## (補助者の届出)

第 4 条 会員は、補助者を置いたときは、遅滞なく、附録第1号様式の届出書（3通）及び附録第2号様式の補助者名簿（2通）に所要事項を記入し、次の各号の書類等を添付のうえ、支部を経由して本会に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 住民票の写し

(3) 写真4葉（提出日前3ヶ月以内に撮影した縦4cm横3cmで無帽かつ正面上半身の背景のないもの）

2 支部は、前項の届出書を受け取ったときは、すみやかにその適否の意見を付して本会に送付しなければならない。

3 同一補助者を他の会員と共同して使用する場合は、第1項1号及び2号の添付書類は、一の会員が添付すれば足りる。ただし、その場合は、それぞれの届出書に他の会員と共同して使用する旨及び第1項の書類を添付した会員の氏名を記載するものとする。

4 会員は、補助者を置かなくなったときは、速やかに、附録第3号様式の届出書によりその旨を支部を経由して、本会に届け出なければならない。

## (補助者雇用名簿の備付)

第 5 条 本会は、附録第4号様式の補助者雇用名簿を備え付けるものとする。

2 補助者台帳には、補助者証の発行、再発行及び返還に関する事項を記載しなければならない。

## (補助者証)

第 6 条 本会は、会員から補助者を置いた旨の届出書を受理したときは、速やかに、附録第5号様式の補助者証を会員に交付しなければならない。

2 会員は、補助者が執務をするときは、補助者証を携帯させなければならない。

3 会員は、補助者が、補助者証を滅失若しくは損傷したときは、直ちに附録第6号様

式により、本会に再交付を請求しなければならない。

- 4 会員は、補助者を置かなくなったときは、速やかに、補助者証を本会に返還しなければならない。
- 5 第1項に規定する補助者証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 補助者の氏名及び生年月日
  - (2) 会員の事務所の所在地及び電話番号（法人会員にあっては、その主たる事務所及び従たる事務所の所在地及び電話番号）
  - (3) 会員の氏名（職名又は日本名を登録している者にあつては、当該職名又は日本名）及び登録番号（法人会員にあっては、その名称及び届出番号）
  - (4) 発行年月日及び有効期限
  - (5) 発行番号
  - (6) 写真
- 6 補助者証の有効期限は、発行の日から5年とする

（法務局への通知）

第7条 本会は、第4条の届出書を受理したときは、附録第7号様式による通知書に、届出書の写しを添付して熊本地方法務局に通知しなければならない。

（補助者証の継続更新）

第8条 会員は、補助者証の有効期限満了の3か月前から、本会に対し、附録第6号様式により新たな補助者証の交付を請求することができる。

- 2 会員は、新たな会員証の交付を受けたときは、交付と引換えに、旧補助者証を本会に返還しなければならない。

（変更届）

第9条 会員は、補助者が、その氏名を変更したときは、附録第8号様式による変更届出書に所要事項を記入し、次の各号の書類等を添付のうえ、速やかに本会に届け出なければならない。

- (1) 変更を証する書面
- (2) 写真2葉
- (3) 旧補助者証

- 2 本会は、前項の変更届出書を受理したときは、遅滞なく新補助者証を交付するとともに、附録第9号様式による通知書に届出書の写しを添付して熊本地方法務局に通知しなければならない。

（研修）

第10条 本会は、補助者の資質向上を図るための研修を開催するものとする。

- 2 前項の研修は、別に定める補助者研修要領によって実施するものとする。
- 3 会員は、第1項の研修会に補助者が参加できるよう努めなければならない。

（特定事務指示書の発行）

第11条 会員は、補助者（第4条の届出後6か月以上継続して勤務し、土地家屋調査士及びその補助者としての業務の重要性を十分に認識し、会員において信頼関係が構築され

たと認めた者に限る。以下本条において同じ) に不動産登記法第2条第14号に規定する登記識別情報を受領する事務(以下「特定事務」という。)を行わせるときは、附録第10号又は第11号様式の特定事務指示書を事件ごとに発行し、これを携帯させなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、登記官の求めがあったときは、補助者は、特定事務指示書を補助者証とともに提示しなければならない。
- 3 会員は、補助者が退職したとき又は特定事務の指示を解除したときは、速やかに特定事務指示書を回収しなければならない。
- 4 特定事務指示書の有効期限は、発行の日から3か月とする。
- 5 会員は、前項の有効期限が満了した特定事務指示書を補助者から回収し、特定事務指示書編綴簿に綴じて、5年間保管するものとする。
- 6 会員は、特定事務指示書を発行した場合において、これにより損害が生じたときは、その一切の責を負わなければならない。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 熊本県土地家屋調査士会補助者規則(昭和59年7月17日施行)は、平成10年9月30日をもって廃止する。
- 2 この規則(平成10年9月10日第2回理事会決定)は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規則の施行日前に既に使用届をしている補助者については、この規則による届出が行われたものとみなす。
- 2 規則第6条の規定は、平成11年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(従前の補助者証に関する経過措置)

- 2 この規則施行の際、現に施行日前5年以内に発行された補助者証は、この規則による補助者証とみなす。

## 土地家屋調査士補助者使用届

平成 年 月 日

熊本県土地家屋調査士会  
会長 殿

所属支部  
登録番号 熊本第 号  
事務所  
氏名 職印

下記の者を補助者として使用しましたので、熊本県土地家屋調査士会補助者規則第4条によりお届けします。

記

氏名		性別	男・女
住所			
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生		
使用開始年月日	平成 年 月 日		
補助者数	既届済 名	新規届 名	合計 名
受付欄	平成 年 月 日 補助者番号	共同 使用 確認 欄	支 部 長 意 見

(注) ① 履歴書、住民票写し、写真4葉(4cm×3cm)を添付する。

② 届書は正、副3通提出(法務局・本会・支部)

補 助 者 名 簿

会 員 名			所属支部	支部	
写 真  4 cm × 3 cm	氏 名	ふりがな	生 年 月 日	大正・昭和・平成  年 月 日	男
					女
	住 所				
勤 務 先	土地家屋調査士		事務所		
使用年月日	平成 年 月 日				
補助者証番号	平成 年 月 日 交付第 号		備 考		
解職 退職 年月日	平成 年 月 日				

## 土地家屋調査士補助者解職・退職届

平成 年 月 日

熊本県土地家屋調査士会  
会長 殿

所属支部	支部
登録番号 熊本第	号
事務所	
氏名	職印

下記のとおり解職・退職いたしましたので、熊本県土地家屋調査士会補助者規則第4条によりお届けします。

記

氏名		性別	男・女
解職 退職年月日	平成 年 月 日		
備考	(理由)		

(注) 補助者証を返還する。

支長 部印	
----------	--

補助者台帳

支部	分会	登録番号 第	号
		雇用者	

整理番号	氏名・生年月日 性別	住 所	使用・解職	補助者証	研 修 表彰関係	備考
	年 月 日 男・女		使用 年 月 日 解職 年 月 日	交付 年 月 日 返還 年 月 日		
	年 月 日 男・女		使用 年 月 日 解職 年 月 日	交付 年 月 日 返還 年 月 日		
	年 月 日 男・女		使用 年 月 日 解職 年 月 日	交付 年 月 日 返還 年 月 日		
	年 月 日 男・女		使用 年 月 日 解職 年 月 日	交付 年 月 日 返還 年 月 日		
	年 月 日 男・女		使用 年 月 日 解職 年 月 日	交付 年 月 日 返還 年 月 日		
	年 月 日 男・女		使用 年 月 日 解職 年 月 日	交付 年 月 日 返還 年 月 日		
	年 月 日 男・女		使用 年 月 日 解職 年 月 日	交付 年 月 日 返還 年 月 日		
	年 月 日 男・女		使用 年 月 日 解職 年 月 日	交付 年 月 日 返還 年 月 日		
	年 月 日 男・女		使用 年 月 日 解職 年 月 日	交付 年 月 日 返還 年 月 日		

<b>土地家屋調査士補助者証</b>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>顔写真</p> <p>正面 無帽</p> <p>縦4cm×横3cm</p> </div>	<p>事務所所在地 土地家屋調査士氏名 登録番号 電話番号 発行日 平成 年 月 日 有効期限 発行日から5年間 発行番号 番</p>
<p>補助者氏名</p> <p>大・昭・平 年 月 日生</p>	<p>左の者は当会会員上記土地家屋調査士の補助者であることを証する</p> <p style="text-align: right;">熊本県土地家屋調査士会</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: 0; text-align: center; line-height: 40px;">印</div>

<b>土地家屋調査士補助者証</b>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>顔写真</p> <p>正面 無帽</p> <p>縦4cm×横3cm</p> </div>	<p>事務所所在地 (従足る事務所の場合は、その所在地を併記) 土地家屋調査士法人名 法人届出番号 電話番号 発行日 平成 年 月 日 有効期限 発行日から5年間 発行番号 番</p>
<p>補助者氏名</p> <p>大・昭・平 年 月 日生</p>	<p>左の者は当会会員上記土地家屋調査士の補助者であることを証する</p> <p style="text-align: right;">熊本県土地家屋調査士会</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: 0; text-align: center; line-height: 40px;">印</div>

補助者証 (縦5.4cm×横8.6cm) 裏面

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本証は業務執行中常に携帯すること。</li> <li>2 本証は他人に貸与してはならない。</li> <li>3 退職したときは、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。</li> </ol>
<p>熊本県土地家屋調査士会 電話 (096) 372-5031</p>



平成 年 月 日

熊本県土地家屋調査士会長 殿

事務所

土地家屋調査士（登録熊本第 号）

氏 名

職印

## 補助者証再交付願

土地家屋調査士 の補助者について下記により補助者  
証の再交付をお願いします。（写真添付）

### 記

1. 補助者 氏 名

生年月日（大・昭・平 年 月 日）

事 務 所

1. 事 由

熊調発 第 号  
平成 年 月 日

熊本地方法務局

局長

殿

熊本県土地家屋調査士会

会長

## 土地家屋調査士補助者使用・解職通知

補助者の使用・解職につき、別紙のとおり使用届・解職届がありましたので、土地家屋調査士法施行規則第20条第3項により通知します。

## 土地家屋調査士補助者変更届

平成 年 月 日

熊本県土地家屋調査士会  
会長 殿

所属支部  
登録番号 熊本第 号  
事務所  
氏名 職印

補助者として使用している者について、下記事項を変更したので、  
熊本県土地家屋調査士会補助者規則第9条によりお届けいたします。

記

氏名	新	
	旧	
備考		

- (注) 1. 戸籍抄本を添付する。  
2. 補助者証及び写真2葉を添付する。

支 長	
部 印	

熊調発 第 号  
平成 年 月 日

熊本地方務局

局長

殿

熊本県土地家屋調査士会

会長

## 土地家屋調査士補助者変更通知

補助者として使用している者について、別紙のとおり変更届がありましたので、通知します。

## 特定事務指示書

私こと、土地家屋調査士「〇〇〇〇」は、下記登記名義人の登記を受任し、更にその登記識別情報を受領する代理権を有するところ、下記事件に関する限り、次の補助者に登記識別情報を受領する事務を指示します。

なお、次の補助者は、過去に土地家屋調査士業務の補助に関連する非行の事実がないことを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

事務所 〇〇市〇〇町・.....

土地家屋調査士 〇 〇 〇 〇

職印

住所 〇〇市〇〇町・.....

補助者 氏名 〇 〇 〇 〇

補助者証発行番号 (〇〇〇)

### 記

不動産の表示 〇〇市〇〇町〇〇〇番の土地

登記の目的 土地合筆登記

登記原因及びその日付

登記名義人 住所 〇〇・.....〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇

【改正後】

< 附録第 6 号様式 >

【法人用】

## 特定事務指示書

土地家屋調査士法人「〇〇〇〇」は、下記登記名義人の登記を受任し、更にその登記識別情報を受領する代理権を有するところ、下記事件に関する限り、次の補助者に登記識別情報を受領する事務を指示します。

なお、次の補助者は、過去に土地家屋調査士業務の補助に関連する非行の事実がないことを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

事務所 〇〇市〇〇町・・・・・・・・・・

土地家屋調査士法人

代 表 者 名 〇 〇 〇 〇

職印

住所 〇〇市〇〇町・・・・・・・・・・

補助者 氏名 〇 〇 〇 〇

補助者証発行番号 (〇〇〇)

### 記

不動産の表示 〇〇市〇〇町〇〇〇番の土地

登記の目的 土地合筆登記

登記原因及びその日付

登記名義人 住所 〇〇・・・・・・・・・・〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇